

○与那原町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例

平成15年6月24日

条例第9号

改正 平成16年9月21日条例第10号

平成18年9月20日条例第21号

平成19年9月26日条例第14号

平成23年2月8日条例第1号

平成25年9月9日条例第17号

平成26年6月9日条例第13号

(目的)

第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第68条の2第1項の規定に基づき、地区計画区域(地区整備計画が定められている区域に限る。)内における建築物の用途、構造及び敷地に関する制限を定めることにより、当該区域内における適正かつ良好な環境を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例における用語の定義は、法及び建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)の定めるところによる。

(適用区域)

第3条 この条例の規定は、別表第1に掲げる区域に適用する。

(建築物の用途の制限)

第4条 前条に規定する区域(以下「計画地区」という。)内においては、別表第2の計画地区の区分に応じ、同表A欄に掲げる建築物を建築又は用途利用してはならない。

(建築物の容積率の最高限度)

第5条 建築物の容積率(延べ面積の敷地面積に対する割合)は、別表第2の計画地区の区分に応じ同表B欄に掲げる数値以下でなければならない。

(建築物の建ぺい率の最高限度)

第6条 建築物の建ぺい率(建築面積の敷地面積に対する割合)は、別表第2の計画地区の区分に応じ、同表C欄に掲げる数値以下でなければならない。

(建築物の敷地面積の最低限度)

第7条 建築物の敷地面積は、別表第2の計画地区の区分に応じ、同表D欄に掲げる数値以上でなければならない。

(壁面の位置の制限)

第8条 壁面の位置は、別表第2の計画地区の区分に応じ、同表E欄に掲げる数値以上でなければならない。

(建築物の高さの最高限度)

第9条 建築物の高さは、別表第2の計画地区の区分に応じ、同表F欄に掲げる数値以下でなければならない。

(垣又はさくの構造の制限)

第10条 垣又はさくの構造は、別表第2の計画地区の区分に応じ、同表G欄に掲げる数値以下でなければならない。

(公益上特に必要な建築物の特例)

第11条 町長は、この条例の規定の適用に関し、公益上特に必要な建築物と認めたものについては、その許可の範囲内において、これらの規定は適用しない。

(委任)

第12条 この条例の制定に関して、必要な事項は、町長が別に定める。

(罰則)

第13条 次の各号の一に該当するものは、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主
 - (2) 第5条、第6条、第7条及び第8条の規定に違反した場合における当該建築物の設計者(設計図書を用いなくて工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては当該建築物の工事施工者)
 - (3) 建築物の用途変更により、第4条の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者
- 2 前項第2号の規定に違反する場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して同項の罰金刑を科する。
- 3 法人の代表者又は、法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員がその法人又は人の業務又は財産に関して、前2項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して第1項の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

■別表第1

与那原町東浜地区 地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された那覇 広域都市計画与那原町東浜地区地区計画区域のうち、地 区整備計画が定められた区域
----------------------	---